

## 浜松市浄化槽設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市内に浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (2) みなし浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 高度処理型浄化槽（ディスポーザ対応浄化槽を含む。）第1号に規定する浄化槽であって、放流水の総窒素濃度が20mg/l以下の機能を有するものをいう。
- (4) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便所をいう。
- (5) 浜松市公共下水道事業計画区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき定めた予定処理区域をいう。
- (6) 農業集落排水処理区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき指定された農業振興地域において、国庫補助制度により処理施設を設け、汚水等を集合的に処理する区域をいう。
- (7) 補助対象地域 浜松市公共下水道事業計画区域以外の地域及び農業集落排水処理区域以外の地域をいう。ただし、第5条第1項第13号で発行された証明書がある場合は、この限りでない。
- (8) 法定検査 法第7条第1項に規定する浄化槽設置後の水質に関する検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条第1項に規定する水質に関する検査（以下「11条検査」という。）をいう。
- (9) 指定検査機関 法第57条第1項の規定により、静岡県知事の指定を受けて法定

検査を行う者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、浄化槽を設置する事業であって、浜松市浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、補助対象地域内において、10人槽以下の高度処理型浄化槽又はその他特別な理由等による場合は浄化槽（以下「浄化槽等」という。）を、申請者自らが生活の本拠として居住するための建物に設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽等を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 申請年度の3月20日までに補助事業に係る工事が完了しない者
- (4) 過去に補助金を受けた者
- (5) 補助事業完了後、遅滞なく、浄化槽等の設置場所に住民票の異動ができない者
- (6) 補助事業に係る工事において市の行う完成検査に立ち会わない者
- (7) 販売の目的で建築物を建築する者（以下「建売者」という。）
- (8) 市税を完納していない者

3 前項第7号に規定する建築物を、居住の目的で当該住宅を購入し継続使用する者（以下「建売購入者」という。）は、補助の対象者となることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に関する費用に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、別表に定める額を限度とする。

2 次の各号に係る費用は、補助事業に関する費用の対象としない。

- (1) 用地の取得及び借り上げ等に要する費用
- (2) みなし浄化槽の撤去に必要な工事費用（浄化槽等の設置に当たり、撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽等が設置される場合はこの限りでない。）
- (3) 浄化槽等の宅内配管に必要な工事費用
- (4) 指定検査機関が行う、法定検査に要する費用
- (5) みなし浄化槽の撤去のための最終清掃に要する費用
- (6) 浄化槽等の保守点検に要する費用

( 交付の申請 )

第 5 条 申請者は、補助事業に係る工事の施工前に、浄化槽設置費補助金交付申請書 ( 第 1 号様式 ) に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書 ( 都市計画区域外に新築の場合は、建築工事届及び添付書類の写しを添付 ) の写し又は建築確認通知書 ( 確認済証及び確認通知書 1 ~ 5 面 ) の写し
- (2) し尿浄化槽の概要書の写し
- (3) 浄化槽等の設置場所の案内図 ( 住宅地図 )
- (4) 浄化槽等設置工事費見積書 ( 第 2 号様式 ) の写し
- (5) 建物の平面図、浄化槽等配置図及び屋内外排水設備図 ( 管きよの勾配が確認できるもの )
- (6) 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票 ( C 票 )
- (7) 浄化槽等の工事監督を実施する者が、平成元年 1 0 月 3 0 日付け厚生省・建設省告示第 1 号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者にあつては修了証書の写し、昭和 6 3 年度以降に法第 4 2 条第 1 項各号に該当することとなった浄化槽設備士にあつては浄化槽設備士証の写し
- (8) 工場生産浄化槽認定シート又は型式適合認定書、仕様書及び図面
- (9) 指定検査機関が指定する、7 条検査の振込金受領書兼検査依頼書の写し
- (10) 住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書及び賃借契約書の写し
- (11) 道路及び河川占有許可が必要な場合は、その許可証の写し
- (12) 自己所有地以外を使用し排水する場合は、当該土地所有者の承諾書の写し
- (13) 浄化槽等の設置場所が浜松市公共下水道事業計画区域内にある場合においては、水道事業及び下水道事業管理者が発行する証明書
- (14) 市税納付確認同意書 ( 第 3 号様式 )
- (15) 建売者との売買契約書の写し ( 第 3 条第 3 項の建売購入者が補助金の交付を受けようとする場合に限る。 )
- (16) 暴力団排除に関する誓約書 ( 別紙 1 )
- (17) その他市長が必要と認める書類

( 交付の決定等 )

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の規定による通知書は、浄化槽設置費補助金交付決定通知書 ( 第 4 号様式 ) とする。

- 2 規則第 7 条第 2 項の規定による通知書は、浄化槽設置費補助金不交付決定通知書 ( 第 5 号様式 ) とする。
- 3 補助金の交付の決定をする場合において、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
  - (2) 補助事業により効用の増加した不動産及び従物については、市長の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
  - (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
  - (4) 補助事業により効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (5) 補助対象者は、法定検査を受検し、法第10条に規定する保守点検及び清掃を行い、浄化槽等の機能維持に努めなければならない。
  - (6) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  - (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
  - (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 4 補助事業に係る工事の着手は、補助金の交付の決定以降に行わなければならない。  
（申請事項の変更等）
- 第7条 補助対象者は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金の申請事項を変更する場合又は申請を取り下げようとするときは、浄化槽設置費補助金変更等承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、申請事項の変更等を承認したときは、浄化槽設置費補助金変更等承認通知書（第7号様式）により、補助対象者に通知する。
  - 3 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、書面により、市長に報告しなければならない。
  - 4 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は当該補助金の交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、浄化槽設置費補助金実績報告書(第8号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 指定検査機関が指定する、11条検査の検査契約書の写し
- (3) 維持・管理に関する誓約書(別紙2)
- (4) 浄化槽等設置工事の工程写真(浜松市浄化槽設置施工要領の参考写真によること。)
- (5) 浄化槽工事業者との間で取り交わした覚書の写し(別紙3)
- (6) 浄化槽設置確認表(別紙4)
- (7) 浄化槽設置工事費の領収書の写し
- (8) 完成した浄化槽等配置図及び屋内外排水設備(申請時と変更があった場合に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第9条 規則第14条の規定による確定通知書の様式は、浄化槽設置費補助金交付額確定通知書(第9号様式)とする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浄化槽設置費補助金交付請求書(第10号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場監督員)

第13条 現場施工は、以下の者の監督下において浜松市浄化槽設置施工要領に従い行うものとする。

- (1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併

処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者

(2) 昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士  
(現場調査)

第14条 市長は、規則第5条第1項及び第14条の規定に基づき、必要があると認める場合は現場調査を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。
- 2 浜松市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により補助金の交付を受けている者に対する旧要綱の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により補助金の交付を受けている者に対する旧要綱の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

種類 人槽区分	限度額（円）	
	設置替（建物の新築、増改築を伴わず、みなし浄化槽又はくみ取便槽から高度処理型浄化槽に設置替えするもの）	新設（設置替以外の場合で、高度処理型浄化槽を設置するもの）
5人槽	765,000	171,000
6～7人槽	850,000	207,000
8～10人槽	1,035,000	267,000

備考（1）人槽区分は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）によるものとする。

（2）敷地の状況その他特別な理由により、高度処理型浄化槽を設置することができないと認める場合は、「新設」の限度額を適用する。

年 月 日

（あて先）浜松市長

郵便番号

住 所

申請者 ふりがな 氏 名 印

電話番号

氏名欄は原則、申請者の署名とする

年度 浄化槽設置費補助金交付申請書

私は、浄化槽法及び建築基準法に適合する浄化槽を設置するので、浜松市浄化槽設置費補助金交付要綱による補助金を下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 ..... 円
- 2 補助事業の目的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため
- 3 事業計画書

設置場所	浜松市 区
浄化槽の規模・種類	人槽 高度処理型浄化槽 浄化槽
設置水域	浜名湖水域 天竜川水域 その他の水域
住宅所有者	本人 共有（ 人） その他（ ）
浄化槽の型式	名称 型式適合認定番号
住宅の種類	住宅（延べ床面積 m <sup>2</sup> ） 併用住宅（延べ床面積 m <sup>2</sup> 、住居部分の床面積 m <sup>2</sup> ）
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工事内容	新築・増築・改築等 みなし浄化槽（し尿のみ処理する浄化槽）の設置替え くみ取便槽の設置替え
浄化槽施工業者名	（名称） （担当する浄化槽設備士） （連絡先電話番号）
下請工事業者名	（名称・連絡先電話番号）
配管工事業者名	（名称・連絡先電話番号）

4 収支計画書

収入	予算額	支出	予算額
自己資金	円	工事費	円
補助金	円		
計	円	計	円



浄化槽等設置工事費見積書

年 月 日

様

工事業者等名 印

見積金額 円

工事場所 浜松市 区 町 番地

名称・品名・規格等	数量	単位	単価	金額	備考
<b>1 浄化槽本体費（付属品共）</b>		基			型式： 人槽：
<b>2 調査・設計費</b>		式			
<b>3 土木工事費</b>					
仮設工（水盛り方等）		m <sup>2</sup>			
掘削工		m <sup>3</sup>			掘削車両：
埋戻工		m <sup>3</sup>			良質土の種類：
残土処分		m <sup>3</sup>			
<b>4 基礎工事費</b>					
栗石工		m <sup>3</sup>			
捨てコンクリート工		m <sup>3</sup>			
型枠工		m <sup>2</sup>			
鉄筋工		kg			
コンクリート工		m <sup>3</sup>			
<b>5 設置工事費</b>					
本体据付工		式			玉掛け車両：
水張工		式			
嵩上げ工		式			
<b>6 上部スラブコンクリート工事費</b>					
型枠工		m <sup>2</sup>			
鉄筋工（補強筋含む）		kg			
コンクリート工		m <sup>3</sup>			
マンホール工		式			耐荷重： kg
<b>7 ブロワ工事費</b>					
ブロワ本体		台			吐出量： l/分
架台工		式			
空気配管工		m			
<b>8 電気工事費</b>		式			
<b>9 その他の工事費</b>					
支柱工		式			
その他（ ）		式			
その他（ ）		式			
<b>10 試運転調整費</b>		式			
<b>11 諸経費</b>		式			
小計					
消費税					
合計					

第3号様式（第3条・第5条関係）

市税納付確認同意書

年 月 日

（あて先） 浜松市長  
（取扱い 課）

補助金交付申請者

住 所

氏 名

印

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市浄化槽設置費補助金交付要綱第3条第2項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浄化槽設置費補助金

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長 印

浄化槽設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浄化槽設置費補助金について、下記により  
交付する。

記

1 交付予定金額 金 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。  
い。

(2) 承認事項等

ア 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受け  
なければならない。

(ア) 補助金交付申請内容を変更しようとするとき。

(イ) 助金交付申請を取り下げようとするとき。

イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の  
遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要事項を市長に報告し、  
その指示を受けなければならない。

(3) 補助金交付の条件

補助金の交付の決定をする場合において、次の各号の条件を付すものとする。

ア 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備  
し、10年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業により効用の増加した不動産及び従物については、市長の承認を受け  
ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保  
に供してはならない。

ウ 市長の承諾を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、  
その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

エ 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良

な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 浄化槽等を設置した者は、浄化槽法第7条、第11条に規定する法定検査を受検し、第10条に規定する保守点検及び清掃を行い、浄化槽等の機能維持に努めなければならない。

カ 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

キ 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

ク 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

#### (4) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、書面により、直ちに市長に報告しなければならない。

#### (5) 実績報告

補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は当該補助金の交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

#### (6) 補助金の額の確定等

市長は、前記(5)の実績報告を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金額を確定通知するものとする。

#### (7) 補助金の交付等

市長は、前記(6)の補助金の額の確定後、補助金交付請求に基づき速やかに補助金を交付するものとする。

第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

浜松市長 印

浄化槽設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置費補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

浄化槽設置費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号 で交付決定の  
通知のあった浄化槽設置費補助金については、申請内容を下記のとおり変更したいので、  
承認願います。

記

1 補助金交付申請内容の変更

変更事項		
変更前		
変更後		

2 補助事業の廃止

（理由）

第7号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

浜松市長 印

浄化槽設置費補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置費補助金変更等については、下記のとおり承認する。

記

1 補助金交付申請内容の変更

変更事項		
変更前		
変更後		

2 補助事業の廃止

（理由）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

浄化槽設置費補助金実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号 で交付決定の  
通知を受けた浄化槽設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付確定をうけたい額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 成果 生活排水による公共用水域の水質汚濁を軽減することができた。
- 4 収支報告 (1) 収入

区分	決算額	予算額
自己資金		
補助金		
合計		

(2) 支出

区分	決算額	予算額
工事費合計		

申請者印については、交付申請書に押印したものと同一の印とする。



第9号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

浜松市長 印

浄化槽設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった浄化槽設置費補助金については審査の結果、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付金額 金 円

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

浄化槽設置費補助金交付請求書

年 月 日付け浜 第 号 で交付額確定の通知の  
あった浄化槽設置費補助金を、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金種別及び口座番号	普通預金 第 号 当座預金	
フリガナ		
口座名義		

申請者印については、交付申請書に押印したものと同一の印とする。  
また、口座名義は申請者本人のものに限る

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市浄化槽設置費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

氏名

印

- (1) 住所・氏名は申請者の自筆記載とする。
- (2) 誓約書印は、交付申請書に押印したものと同一の印とする。
- (3) 正当な理由がなく、誓約内容を遵守しない場合は浜松市浄化槽設置費補助金交付要綱第11条により補助金交付を取り消し、同要綱第12条により補助金の返還を命令する場合があります。

## 維持・管理に関する誓約書

私がこのたび浜松市浄化槽設置費補助金交付を受け、浄化槽を設置するにあたり、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

### 記

- 1 浄化槽法第7条に規定する法定検査を実施します。（設置後、初回の検査）
- 2 浄化槽法第11条に規定する法定検査を実施します。（7条検査の翌年から2回目以降の検査・年1回）
- 3 浄化槽法第10条に規定する保守点検を実施します。（年3回以上）
- 4 浄化槽法第10条に規定する清掃を実施します。（年1回以上）
- 5 地域住民に迷惑を掛けないように維持管理の徹底を図り、万一、苦情等が生じた場合は責任をもって解決します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

氏名

印

- (1) 住所・氏名は申請者の自筆記載とする。
- (2) 誓約書印は、交付申請書に押印したものと同一の印とする。
- (3) 正当な理由がなく、誓約内容を遵守しない場合は浜松市浄化槽設置費補助金交付要綱第11条により補助金交付を取り消し、同要綱第12条により補助金の返還を命令する場合があります。

## 覚 書

設置者（以下「甲」という。）及び工事業者（以下「乙」という。）は、浄化槽設置費補助金の交付を受けた浄化槽等に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義誠実にこれを履行する。

### 記

- 1 甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽等の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。
- 2 前項に定める請求は、浄化槽等の工事についての改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。
- 3 乙は、甲から第1項の規定による瑕疵の修補を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

以上、覚書の証として本書2通を作成し、当事者記押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 設置者 住所  
氏名 印

乙 工事業者 住所  
氏名 印

浄化槽設置確認表

	検 査 項 目	チェックポイント	欄
1	流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか	
3	誤接合等の有無	生活排水の配管がすべて接続されているか	
		雨水や工場廃水等が流入されていないか	
4	柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか	
5	流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6	かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか	
		保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか	
		コンクリートスラブが打たれているか	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか	
9	浄化槽本体の水平状況	水平が保たれているか	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触曝気槽の接触材に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
11	曝気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		空気の出方や水流に片寄りはないか	

	検 査 項 目	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	欄
1 2	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか	
		しっかり固定されているか	
		薬剤筒は傾いていないか	
1 3	ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ槽に変形や破損はないか	
		ポンプ槽に漏水のおそれはないか	
		ポンプが2台以上設置されているか	
		設計と同等以上のポンプが設置されているか	
		ポンプの固定が十分行われているか	
		ポンプの脱着が可能か	
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか	
1 4	ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか	
		固定が十分行われているか	
		アース機能を備えているか	
		漏電のおそれはないか	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>浄化槽設備士氏名 印</p> <p>( 浄化槽設備士免状の交付番号 )</p>			